

不動産登記に関する事務の一部の停止について

山田町の施行に係る柳沢北浜地区土地区画整理事業について、換地処分の公告が令和6年10月25日にされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間（下表の処理期間を参照願います。）は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、対象地域の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

盛岡地方法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
令和6年10月28日から 令和7年1月31日まで (予定)	下閉伊郡山田町山田第1 地割ないし山田第6地割、 山田第10地割ないし山 田第14地割の各一部 下閉伊郡山田町北浜町の 一部 (盛岡地方法務局宮古支 局管轄)	山田都市計画事業 柳沢北浜地区土地 区画整理事業